

公益財団法人日本美術刀剣保存協会 倫理規程

〈前 文〉

公益財団法人日本美術刀剣保存協会（以下「協会」という）は、定款の設立目的に基づき、価値ある美術品としての日本刀及び刀装・刀装具にまつわる文化を振興し、これを後世に伝える事業活動を続けてきた。このたび、公益法人制度の改革を機に、刀剣文化の普及・啓蒙という公益活動を担う団体として、新たな決意のもと、公正かつ適切な事業活動を行うため、倫理規程を制定し、厳正な倫理の定着を図ることとした。

すべての役職員は、その社会的使命と職責を自覚し、この規程の理念が具体的な行動と意思決定に生かされるよう、不断の努力と自己研鑽を行うことを誓うものとする。

〈本 文〉

（本規程の目的）

第1条 本規程は、協会役職員(以下、「役職員」という)が組織の公的使命及び社会的責任を自覚し、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務に従事する行動準則たる倫理規範を示すことを目的とする。

（本規程の適用）

第2条 本規程は、役職員すべての者に適用する。

（倫理基本原則）

第3条 役職員は、自らの社会的責務を自覚して、つねに自らを厳しく律し、公私の別を明らかにし、協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

（公益奉仕）

第4条 役職員は、公益事業に従事していることを十分に自覚し、その職務地位を私的な利益の追求等に利用することがあってはならない。

（公正保持、不当な差別取り扱いの禁止）

第5条 役職員は、特定の個人・団体に対して優先的な取り扱いをする等職務上不当な差別的取り扱いをしてはならず、常に公正・公平を保たなければならない。

らない。

(職場での人権尊重)

第6条 役職員は、個人の人権を尊重すると共に、他人のプライバシーに配慮しなければならない。

(職務上の秘密保持)

第7条 役職員は、職務上知り得た機密情報及び個人情報を漏洩し、又は自己のために利用してはならない。

(流職行為の禁止)

第8条 役職員は、職務の遂行に当たって、利害関係者等から世間の疑惑や不審を招くような金品贈与等利益供与を受けてはならない。

(競業及び利益相反行為規制)

第9条 役職員は、自己又は第三者のために協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき、その他協会の利益に相反する取引をしようとするときは、その事実を開示し、評議員会の承認その他協会が定める所定の手続きをとらねばならない。

(商業活動規制)

第10条 役職員は、個人として刀剣類の売買・仲介等にかかわる場合、協会の名誉と信用を害することのないよう努めなければならない。

(嘱託、会員等に対する要請等)

第11条 協会は、嘱託その他外部の審査員等協会が委嘱、委任又は選任等した者に対して、本規程を遵守することを要請しなければならない。

2 協会は、会員に対し、本規程の趣旨の周知徹底を図るとともに尊重することを要請しなければならない。

(役職員が本規程に違反した場合の措置)

第12条 役職員は、本規程に違反した事実を認知した場合、倫理審査会に報告しなければならない。

2 倫理審査会は、役職員に本規程に違反する行為を行った疑いがあるときは、当該行為に関する調査を行うものとする。

3 倫理審査会は、前項の調査の結果、懲戒処分等を行うことが適当である

と思量するときは、次に掲げる区分に従って懲戒処分を行うべき旨の勧告をすることができる。

一 役員については評議員会

二 職員については会長

4 前項の勧告に係る措置について、評議員会又は会長は、それぞれ倫理審査会に対し、報告しなければならない。

(規程の改廃)

第 13 条 本規程は、評議員会の決議により改廃する。

附則

1 本規程は、公益財団法人日本美術刀剣保存協会の設立登記の日から施行する。